大田区南六郷創業支援施設 オープンスペース等貸切利用のご案内

■概要■

- 1. オープンスペース、セミナールームの貸切利用は、原則、参加者の「起業機運」が高まる起業・創業に関するイベント開催の場合において可能とします。また、試作室の貸切利用は、原則、ものづくり分野に関わる「起業機運」が高まる起業・創業に関するイベント開催、作業を可能とします。これらの目的に合致しない場合は、貸切利用をお断りする場合があります。
 - ※単にレンタルスペースとしてのご利用と判断した場合は利用をお断りする場合があります。
 - ※試験的なイベントの場合、クローズイベントとして開催をお願いいたします。
- 2. 貸切利用は事前予約制です。希望日の2ヵ月前までに、六郷 BASE の HP 内の「問い合わせ」フォームから、利用希望日時や目的を記載のうえ、ご連絡ください。
- 3. 六郷 BASE 運営事務局(以下、事務局)が内容を確認し、貸切申請の手続き方法をご案内いたします。貸切利用可能な時間は、営業日の 10 時~18 時の間です。
- 4. 貸切利用料金は当日受付にて利用前に現金でご精算ください。
- 5. イベント参加人数は、オープンスペースが最大 40 名、セミナールームが最大 20 名、試作室が最大 6 名です。(主催者側の関係者人数も含みます。)
- 6. 試作室を貸切される場合、利用する全員の「試作室利用機器申請書兼同意書」が必要となります。記載のうえ、当日事務局へお渡しください。
- 7. 試作室で HP に掲載している素材以外を持ち込む場合は、 メール(prototype-room@rokugobase.com)で事前にお問合せください。
- 8. 試作室内のデジタル機器を利用される場合は、事前にデジタル機器の講習が必要です。イベント参加者も企画内容によっては、事前に講習の受講が必要な場合があります。
- 9. 試作室貸切において、当施設の資材を使用する場合、事前に事務局へご相談ください。

■料金体系■

施設		単位	金額
オープンスペース	貸切使用	1 力月	300,000円
		1 🖯	20,000円
		1 時間	3,000円
セミナールーム	貸切使用	1 🖯	6,500円
		1 時間	1,000円
試作室	貸切使用	1 🖯	6,500円

- 1. 利用時間内に準備及び撤収をお願いいたします。 ※開館前、閉館後の利用は原則禁止です。
- 2. 貸切利用される際は「貸切利用企画書」をご記入の上、事務局へご提出ください。
- 3. スペース内の設営及びレイアウトの変更が必要な場合は、貸切利用者が準備を行うとともに、利用終了後の原状復帰を行います。利用終了後の破損、汚れが著しい場合、別途料金を請求させていただく場合があります。
- 4. 当日の運営及び受付業務は貸切利用者が行います。
- 5. 備品、機器の貸し出し・返却は、事務局立ち会いのもと行います。
- 6. 有線 LAN を利用する場合は、事務局に確認してください。
- 7. 配布資料は、貸切利用者が用意してください。
- 8. 貸切利用者は、当施設で商品などの販売・飲食等を行う場合、申請書にその旨を記載することとします。
- 9. 貸切利用者は、台車を使った搬入、大掛りな装置の搬入等を行う場合は、事前に事務局に相談してください。事前に相談がない場合は、対応できない場合がございます。
- 10. 貸切利用者は、告知ページやチラシなどの広報物の連絡・問い合わせ先にイベント等主催者の電話番号 やメールアドレスを記載することとし、当施設の連絡先は記載しないものとします。
- 11. 貸切利用者は、当施設で実施するイベント等の内容に関する問い合わせ及び苦情について、責任を持って対応することとします。事務局での対応は、行わないものとします。
- 12. 災害・疫病等でイベント開催が危険と判断される場合は、延期・中止をお願いする場合があります。
- 13. 貸切利用をキャンセルされる場合は、速やかに事務局へお申し出ください。

■免責について■

- 1. 当施設は、貸切利用者とその関係者並びにイベント参加者等の間で発生するトラブル等において、一切の責を負いません。
- 2. 当施設は、故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負いません。
- 3. 当施設は、不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、貸切利用者とその関係者並びにイベント参加者等がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負いません。
- 4. 当施設は、当施設の電源及び無線LAN等を利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の 事態が生じた場合、貸切利用者とその関係者並びにイベント参加者等がこれによって損害を受けてもそ の損害を賠償する責を負いません。